

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第9号) (2分冊の1)

官 報

平成28年1月15日 金曜日

1

目次

(省 令)

- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働五)
- 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(経済産業一)
- 計量法施行規則の一部を改正する省令(同二)
- 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令(同三)

(告 示)

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件(国家公安委一)
- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件(同二)

(官庁報告)

官庁事項

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務九)
- 特定計量器検定検査規則第二十條の規定に基づく校正用装置の基準についてを廃止する件(経済産業三)

財 政

- 平成二十八年地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(総務省)

国家試験

- 平成二十八年度ITパスポート試験(経済産業省)
- 平成二十八年度春期情報処理技術者試験(同)

(公 告)

諸 事 項

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十七年年度マンション管理士試験合格者、農業会議組織変更(北海道、宮城県、広島県) 関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、附則第一条及び附則第十二条、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、附則第九条及び第十條並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三十四条、第三十五条、第三十八条、第三十九条、第百二十條、第百二十一条、附則第十三条の六から附則第十三条の九まで、附則第十四条の九及び附則第十四条の十の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)
第一条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号。以下「介護保険算定省令」という。)の一部を次のように改正する。

附則第五条を附則第十三条とし、附則第四条の次に次の八条を加える。

(補正後第二号被保険者の見込数の算定方法)
第五条 法附則第十一条第一項に規定する平成二十八年度以後の各年度における被用者保険等被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等被保険者に係る第二号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数
二 当該被用者保険等被保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等被保険者に係る第二号被保険者の見込数に平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等被保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数(その数が当該被用者保険等被保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等被保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする)。

ロ 法附則第十一条第三項に規定する割合で定める割合
二 平成二十八年度以後の各年度の四月二日以後に新たに設立された被用者保険等被保険者及び同日から当該各年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等被保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

口 法附則第十一条第三項に規定する割合で定める割合
二 平成二十八年度以後の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法)
第六条 法附則第一条第二項に規定する平成二十八年度以後の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

二 平成二十八年度以後の各年度における医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる数を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該医療保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一 第八条第一項の規定により算定される数

二 平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等被保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率

試験地 広島

受験 氏 名	受験 氏 名
701-0004 藤井 光治	701-0008 小林 弘二
701-0019 桐馬 淳二	701-0035 藤井 孝行
701-0082 藤井 直人	701-0114 徳本 和成
701-0128 安藤 広作	701-0139 長谷川高朗
701-0145 川上 貴弘	701-0156 藤原 博
701-0170 岩崎 正記	701-0174 藤 善郎
701-0192 岩崎 孝志	701-0369 高田 義之
701-0376 宇高 清	701-0385 塩見 武志
701-0386 河村 和浩	701-0395 田辺 義征
701-0397 竹内 旭	701-0401 関口 泰次
701-0419 松重 伸哉	701-0422 木村 謙介
701-0423 菊地 正剛	701-0431 藤岡 友孝
701-0460 金田 貴史	701-0468 川口 政美
701-0485 木山 真里	701-0500 内田 義弘
701-0511 大脇 健一	701-0524 今岡 義隆
701-0533 阿本 賢一	701-0534 石田 昌也
701-0535 清水 大助	701-0548 中西 繁三
701-0551 松野 公則	701-0559 若林 祐子
701-0560 吉藤 浩二	701-0569 金折 喜一
701-0575 吉廣 和夫	701-0578 江上 正一
701-0585 宿野洋之介	701-0583 筒井 誠一
701-0611 入岡庄太郎	

以上 43名

試験地 福岡

受験 氏 名	受験 氏 名
601-0004 梯 輝元	601-0005 岡崎 英次
601-0008 天野 彰	601-0016 中川 利光
601-0023 江口 茂樹	601-0039 上野 誠司
601-0057 村山 崇	601-0068 平田 博通
601-0069 杉町 信幸	601-0071 橋本 剛
601-0073 中村 圭吾	601-0077 橋本 晶乃
601-0078 渡邊 一史	601-0086 浮田 英明
601-0088 下原 順一	601-0101 上村 保
601-0105 野路 義之	601-0106 氏森 一浩
601-0130 堀田 善三	601-0164 寺原 美希
601-0167 青山 元浩	601-0172 松下 幸司
601-0188 野上 加代	601-0191 古賀 一彦
601-0192 三宅 正則	601-0199 石田 理
601-0206 白石 秀夫	601-0212 本田 浩隆
601-0218 渡邊 淳一	601-0227 松本 太
601-0230 大西 正人	601-0236 町野 雄帆
601-0243 鶴田 敬治	601-0256 樋口 竜太

601-0258 吉藤 真徳 601-0261 安藤 平三

601-0273 上村由美子	601-0281 山口 昭夫
601-0283 宮元 淳一	601-0300 渡邊 敏
601-0302 福田 亮輔	601-0308 是澤 孝
601-0322 森永 剛	601-0326 辻 栄二郎
601-0333 東 健一郎	601-0335 島尾 弥生
601-0340 田口 正樹	601-0351 牧嶋 和博
601-0353 吉河 清一	601-0376 長尾 信一
601-0387 大崎 伊織	601-0408 最勝寺 幸
601-0414 堀岡 慶光	601-0458 片岡 映乃
601-0473 中島 裕貴	601-0487 大崎 雄基
601-0515 松尾 彰	601-0545 小松 大作
601-0567 畑田 浩則	601-0586 中川 和雅
601-0587 斎藤 正宏	601-0609 鎌田 龍正
601-0642 伊津野英樹	601-0666 土屋 智美
601-0682 奥竹 祐介	601-0683 西村三千代
601-0712 木原 利和	601-0740 漢下 健一
601-0741 宮田健太郎	601-0803 古川 美枝
601-0809 手塚 忠則	601-0866 北口 龍英
601-0819 佐藤 哲也	601-0975 豊田 秀一
601-1011 佐々 健	601-1030 福山 巨吾
601-1043 山本 達也	601-1051 町田誠一郎
601-1075 堀江 聖子	601-1086 西郷 雄治

以上 80名

試験地 那覇

受験 氏 名	受験 氏 名
801-0079 松原 秀和	801-0086 比嘉 尚樹
801-0118 山中 行雄	801-0124 富間 久也
	以上 4名

組織変更公告

当農業会議は、平成二十八年一月十四日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することになりました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人北海道農業会議といたします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十五日

札幌市中央区北五条西六丁目一番二二三北海道農業会議
道通信ビル五階
会長 岡村 雅雄

組織変更公告

当農業会議は、平成二十七年十二月十八日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することになりました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人宮城県農業会議といたします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十五日

宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号
宮城県農業会議
会長 中村 功

公告証明

組織変更公告

当農業会議は、平成二十七年十二月二十四日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することになりました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人広島県農業会議といたします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十五日

広島市中区大手町四丁目二番一六号（農業共済会館）
広島県農業会議
会長 蔵田 義雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、年齢30～40歳代位、着衣は、半袖白色Tシャツ・紺色ズボン・ベージュ、所持品は、現金15,621円・黒色革靴・ビニール傘

上記の者は、平成27年11月9日、愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生2番地117番地2、大庄寺から東方図測600m先山中において白骨死体で発見されました。死因は不詳で死後10年未満と推定されます。

身元不明のため、火葬に付し遺骨は当町無縁墓地に納骨しております。心当たりの方は、当町住民課まで申し出てください。

平成28年1月15日
愛媛県 久万高原町長 高野 宗城

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十五日

仙台市若林区御町二丁目七番地の二
株式会社岩間織維
代表清算人 岩間 慶吾

解散公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十五日

仙台市宮城野区栄四丁目一一番八号
株式会社ベリライフ
代表清算人 中野 久子

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十五日

山形県寒河江市大字寒河江字鶴田一五番地の一
有限会社太陽創業
清算人 谷口 佳代

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十五日

茨城県神栖市神栖四丁目四番一八号
有限会社鹿嶋ファーム
清算人 池田 信男